第2回 東邦電気産業基金 募集要項

2023年9月吉日公益財団法人公益推進協会

目的

障がい者支援施設は、身体や精神に障害を抱えながらも、社会の一員であることを自覚できる大切な場所です。 そうした場所において、利用者同士の交流を促進し、近隣住民の理解を深めることは、作業意欲の向上や日常 生活の中で生きがいを感じられることにつながるのではないでしょうか。そのような環境作りを目的とし、助 成金によるサポートを行います。

助成額

助成金額:1件あたり原則として30万円以内

※ 物品の購入総額が20万円以上になる場合や、常勤スタッフの人件費等の経常的経費は対象となりません。

助成件数

30件程度

募集期間

2023年9月1日~2023年10月31日 (※Googleフォームにて受付 17:00締切)

助成対象

(1) 助成対象団体

京都府内に所在する障がい者福祉施設等で、以下の要件をすべて満たしている法人

- 1. 上記の目的を達成しようとする、社会福祉法人・NPO法人・一般社団法人・一般財団法人であること
- 2. 法人を設立してから、1年以上の活動実績を有していること
- (2) 助成対象事業

上記目的を達成しようとする次のいずれかに当てはまる事業とします。

- 1. 施設内外における全体の相互理解を深め、親睦を図るための企画

 - 例)新年会・季節のお祭りなど
- 2. 施設利用者が普段体験することのできない機会を施設内外において提供する企画
 - →施設利用者の福利厚生を意識した視点での実施。 (家族参加などの場合も可) グループに分けて同日実施、または分散して実施することも可能です。
 - 例) お花見会・日帰り旅行・一泊旅行など
- 3. 運営施設相互の情報交換や交流を目的とした運営主体のソフト面を強化する企画
 - →経営母体の異なる同じ事業者間の職員勉強会や講師を招いてのセミナー実施など
- 4. その他 (実施することで特に有益な成果を見込めるような施設内外における企画)

【注意事項】

当財団以外から<u>重複して補助金や助成金の受給を受けていない、または受給を予定していない事業を対象</u>とします。また、応募に際しては、<u>一つの事業種類で申請</u>をおこなってください。但し、同一事業を季節ごとに複数回開催するなどの計画は可能です。

- 例) ・お祭りを複数回開催すること→可
 - ・お祭り企画と日帰り旅行の二種類の応募→不可 ※助成希望額内の予算でも受付できません。

(3) 助成対象期間

単年度(2024年1月1日から2024年12月31日までの間)に行われる事業が対象

審査基準

選考の際には次の点に注目しながら選考を行うこととします。

- (1) 中長期視点にたってその事業がもたらす効果を意識したものであるか。
- (2) 当助成がなければ(予算的に)成しえない有益な事業であるか。
- (3) 助成事業の計画が施設内で十分に検討された内容であるか。

応募方法

応募はGoogleフォームにて受付します。(利用にはGoogleアカウントの取得が必要となります。)

下記の書類を事前に準備の上、応募フォームに添付しご応募ください。

応募書類に不備不足がある場合には選考の対象となりませんのでご注意でください。

また申請後の差し替え・修正等のご要望には応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ

余裕をもって手続きをお願いします。

- ① 申請補助資料(事前にダウンロードの上ご記入下さい)注1
- ② 申請金額の根拠となる見積書のコピーや計算書など
- ③ 定款
- ④ 直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書^{注2}
- ⑤ 直前事業年度の法人全体の貸借対照表
- ⑥ 企画書、活動状況のわかる資料(チラシ、画像資料など)【⑥の提出は任意です】

応募フォーム(https://forms.gle/qgXieFkV1iUox9vU9)より受付します。

※見積書は備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがある場合に は必ず添付してください。

【見積書添付が必須の事例】

- ①単価が5万円以上となる物品の購入や役務の提供
- ②日帰り・宿泊などの旅費交通費

□選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に**書類選考**し、常任理事会で助成候補を決定し、提出された申請内容と申請額を勘案し助成額を決定します。その後、12月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。なお、応募書類に記載されている個人情報は、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理し

注2 ■社会福祉法人で事業所が1か所のみの場合

→その法人の**活動計算書**を提出

- ■NPO 法人の場合**→活動計算書**を提出
- ■一般社団法人または一般財団法人の場合
 - →**損益計算書**または**正味財産増減計算書**を提出

ます。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の給付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。 その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。 なお、振込時期を次年度4月に希望される場合は事前の申し出により対応します。

□助成決定者の義務

- ・助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ※助成が決定した場合、実施する事業に関する広報物(チラシ・パンフレット・ホームページ等)には、「公益財団法人公益推進協会東邦電気産業基金による助成事業」であることを必ず明記してください。公表のない場合は返還を求めることもあります。
- ・助成対象事業の完了後、**1ヶ月以内**に下記の**3**種類の書類をご提出してください。
 - ① 実績報告書(結果通知の際に同封される所定の用紙)
 - ② 活動報告書(書式は任意)
 - ③ 収支報告書(書式は任意)※支払先や支払金額が明記された領収証を必ず添付してください。
- ・受給した助成金は、**善良なる管理者の注意**をもって管理し、**申請した助成対象事業以外への利用はしないで**ください。
- ・助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の 調査を行う場合があります。
- ■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の**事前承認を得てください。**
 - ・助成対象事業の内容を**変更するとき**
 - ・助成対象事業を**中止**する場合や**重複しての受給**となることが判明したとき
 - ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき、又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

□よくある質問

- Q;京都府内で複数の事業所を経営している法人です。それぞれの事業所から応募することは可能でしょうか。
- A;各事業所が募集条件を満たしている法人の場合でも、<u>母体が同じグループの場合は一つの事業所</u>に絞って ご応募してください。
- Q;地域住民などを招いたまつりなどを検討しています。収益が上がることが想定されるのですが、応募は可能でしょうか。
- A;応募は可能ですが、収益を上げることが本来の主目的ではないことを踏まえた上で詳細を検討してください。予想される収益がどの程度であるか、またその利益はどの程度見込まれるか。そして、その<u>利益をど</u>のように扱う予定なのかを明記した上でご応募下さい。
- Q;職員と利用者の相互親睦を図る為に旅行を計画しています。実施日がかなり先のことで、当日人数変更があるかもしれません。どのように申請すればよいでしょうか。
- A;あらかじめ参加人数の算定は慎重に行った上で申請をしてください。

(人数増の場合)

申請人数より増加した分の参加費用を他の支出項目から調整して捻出することは認められません。 人数増加の場合には、事業所支出で負担(自己負担)していただきます。

(人数減の場合)

当日の参加人数が予定よりも減少した場合、<u>支出不要になった人数分の参加費用分は返金</u>となりますのでご注意ください。

人数減等の理由により予算の各項目に余剰が出た分を当日費用に上乗せすることは認められませんのであらかじめご留意ください。

旅行などの場合は人数の変動 = 予算の変動になりますので、事前に下記基準を超える変動があった場合には 速やかに人数変更等の変更申請を行ってください。※基準値以内の変動は事前連絡不要です。

- ・旅行などの参加人数の変動許容範囲(±25%)
- Q;購入予定であらかじめ申請していた物品の価格が変更になっていました。また消耗品などの購入量において は多少の増減があるかと思われます。その場合、どの程度の変更で事前の申請が必要になるのでしょうか。
- A;多少の価格変動は許容範囲として認めます。また購入量の増減については消耗品の購入に限り認めます。
 - ・物品購入価格の変動許容範囲(±10%)
 - ・消耗品の購入量の変動許容範囲(±15%)
 - ※基準値以内の変動は事前連絡不要です。事業報告にて注記していただく方法でお願いします。
- Q;複数の事業所で合同開催する事業の場合はどのように申請したらよいでしょうか。
- A;助成を受け、実際に支払いを行う団体が申請を行ってください。
- Q;日帰り旅行を計画し、旅行会社に委託しました。見積書が総額記載で内訳がないのですが大丈夫でしょうか。
- A;旅の行程内容と交通費、宿泊費、等の内訳が確認できることが選考の上で望ましいです。
 - 支出項目ごとに合算して一人あたりの旅費単価がわかり参加人数で総額が把握できる形式でお願いします。

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階 公益財団法人公益推進協会 東邦電気産業基金 担当

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204 E-mail:info@kosuikyo.com なお、問い合せの対応時間は平日の 10:00~18:00 までとします。

